不利益処分の処分基準

処分の内容		罰則
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根拠法令及び条項		新座市屋外広告物条例第３７条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参考事項	
	設定等年月日	年　月　日設定（　年　月　日最終変更）